

○ 「武田薬品湘南研究所による漏出事故後の状況について」 報告内容

鎌倉市議会平成 24 年 12 月定例会 観光厚生常任委員会
平成 24 年 12 月 12 日 (水)

平成 23 年 11 月 30 日に、武田薬品工業株式会社湘南研究所で発生した汚染水漏出事故については、同年 12 月 21 日開催の観光厚生常任委員会に、漏出事故の状況、事故後の対応を報告しており、その後、委員各位に 12 月 21 日付で、武田薬品から市に提出された「事故の再発防止策を含めた報告書」及び同社への指導・注意等に関する文部科学省の報道発表資料をお届けしています。

さらに、資料 1 のとおり、市長から 12 月 26 日付で、武田薬品に対して文書により、湘南研究所の安全・安心の確保について要請を行いました。

また、本年 2 月 28 日開催の当委員会での、「武田薬品湘南研究所との間に鎌倉市が市民・専門家を加えた安全協議会を設置するよう求める陳情」の審議に伴い、地域住民の代表・鎌倉市・武田薬品との間で設置している連絡会の状況、この連絡会で必要に応じて専門家参加の対応をする考え方であること、現状で連絡会の傍聴は認めていないが会議の議事録・資料等は全て公開していることなどを理由に、現時点で、新たに陳情にある安全協議会を設置することは考えていないことをご説明しています。

こうした経緯を含めまして、漏出事故後の状況についてご報告します。

資料 2 をご覧ください。

武田薬品は、国の指導も受けて漏出事故を起こした設備の原因究明と再発防止策を平成 23 年 12 月中に完了させ、本年に入って、包括的対策を検討して類似設備を含めた対策を平成 24 年 2 月に完了させています。

なお、その状況については、鎌倉市も条例に基づく許可権限を持つ藤沢市とともに、立ち入り調査により確認しています。

その後、武田薬品は、研究所全体の安全性評価について、外部機関に調査を依頼しています。

外部機関による遺伝子組み換え関連排水施設の調査も 6 月に終了しています。現在は、研究所全体の調査も終了し、外部機関から指摘された事項の改善等に取り組んでいるところです。

なお、こうした取り組みは、鎌倉市にも報告書が提出される予定です。

さて、連絡会の開催ですが、平成 24 年 6 月 2 日に、本年度第 1 回の連絡会を開催しております。

本市からは、市議会に提出された陳情と、審議に伴う市の説明内容、武田薬品との協定書第 22 条の運用について藤沢・鎌倉・武田との協議状況、また、平成 24 年 4 月から 5 月にかけて、市民から市へ提出された「研究所施設の実験廃液の一括処理施設の稼働中止を求める要請」等と、「昨年の事故時に国も立入調査を行い、現場を確認し

ており、今後も、条例に基づく権限を持つ藤沢市と連携を取りながら対応していくため、現時点で、要請にある申し入れを行う段階とは考えていない」という回答をしている状況を説明しました。

また、武田薬品からは「環境測定結果報告」のあと、昨年の「漏出事故関連報告」として、先ほど一部をご報告しましたが、事故の再発防止策について類似設備を含めて完了させた後、研究所全体の安全性評価について、平成24年9月中の終了を目途に外部機関に調査を依頼して、指摘事項の改善に取り組む予定について、説明がありました。

連絡会での主な質疑は、資料2に記載のとおりですが、内容は、出席者の確認を得た後、資料と合わせて本市及び武田薬品のホームページ上でも公開しています。

その後平成24年11月に、武田薬品からは、外部機関の調査も終了し、研究所全体の改善の取り組み状況について、次回の連絡会で説明したいとの意向が示されましたので、藤沢市とも連携をとりつつ、開催日を調整している状況です。

また、資料3として、武田薬品との協定書に基づく覚書を用意していますが、武田薬品からは、法令改正等の状況を踏まえて、排出基準の管理目標の一部修正に関して打診を受けましたので、これについての対応も検討しています。

修正するのは、1,1-ジクロロエチレンの数値と、新たに1,4-ジオキサンが項目として加わります。

修正する管理目標は、法令基準を上まわるものとなるものと考えていますが、覚書の一部改定などについては、委員各位に情報提供等したいと考えております。